

公 示 送 達 書

令和8年10月19日

下記の書類は北海道労働局総務部労働保険徴収課に保管してありますから来課の上受領してください。

北海道労働局長 村松 達也



書類の送達を 受けるべき者	住 所	北広島市輪厚中央1丁目9-8 レーヴコルティールA103号	氏 名	松原 優貴
送達する 書 類 名	労働保険料の差押えについて 別紙			
(注 意) 国税通則法第14条第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに 書類の送達があったものとみなされます。				